

Q & A

- Q 1** 申請の受付時期、期間は決まっていますか？
- A 1** 随時、申請を受け付けています。
- Q 2** 申請が年度予算を超えた場合は、抽選となりますか？ それとも申請順ですか？
- A 2** 申請受付順に審査し交付決定を行います（先着順）。予算の枠を超えた場合は、予算が確保できるまで一時保留とさせていただきます。場合によっては、来年度以降の予算で対応することになります。
- Q 3** 交付対象施設の要件に「容易に移設、取り外しが・・・」（要綱第4条第2項第2号）とありますが、この場合の「容易」とはどのようなものですか？
- A 3** この場合の「容易」とは、『工具を用いずに』と定義しています。その趣旨は、補助金交付後、目的外に使用されたり、別の場所で再利用されることを防止するためです。
- Q 4** 申請後、補助金交付までどのくらいの期間がかかりますか？
- A 4** 一概には言えませんが、約1ヶ月半＋設置工事期間と想定されます。「設置工事」以外に「設置完了報告」「完了検査の立会い」「補助金請求」等申請後も申請者に行っていただくものがあります。詳しくは、「申請から交付までのながれ」を参考にしてください。
- Q 5** 雨水貯留施設は、既製品でなければならないのですか？
- A 5** 既製品でなくても構いません。ただし、要綱第4条の要件を満たし、完了検査に合格しなければなりません。検査の内容は、Q 1 1を参照してください。
- Q 6** 申請前に設置したものは、補助金交付を受けられますか？
- A 6** 申請前に設置したものは、補助金の交付を受けられません。補助金交付決定通知日以降に着手・設置された施設が補助金交付の対象となります。
- Q 7** 設置見積書は、業者の見積書でもいいのですか？
- A 7** 設置見積書は、任意の様式でも構いません。ただし、材料費、施工手

間、消費税等の内訳を記載してください。

Q 8 雨水利用施設の図面は、貯水槽の平面図だけいいですか？

A 8 貯水槽の材質や寸法、貯水容量が明記された平面図及び断面図が必要になります。

また、雨水をどのように貯水槽へ集水するのか図面で表さなければなりません。

Q 9 雨水利用施設の図面は、製品カタログの図面でもいいですか？

A 9 材質や寸法、貯水容量、また雨水の集水が分かる図面となっていれば、製品カタログの図面でも構いません。

ただし、実際、現地に設置・接続が可能かどうか確認してください。

Q 10 完了検査は、どのようなものですか？

A 10 提出書類のチェックのほか、現地にて施設の確認、検査を行います。詳細は、要綱の検査調書（様式第9号）の検査項目を参照してください。

また、現地調査においては、申請者の立会いも必要となります。

Q 11 畑に設置した雨水貯水施設は、補助金交付の対象とはならないのですか？

A 11 宅地（個人住宅、集合住宅、営業所等）に隣接した家庭菜園や駐車場敷地内の設置は、対象となりますが、それ以外の畑は対象外としています。

Q 12 印鑑は認め印でもいいですか？

A 12 認め印で構いません。ただし、ゴム印は不可とします。

Q 13 申請後、すぐに雨水利用施設を設置していいですか？

A 13 申請受付後に書類審査を行い、交付決定通知を出しますので、設置は交付決定通知日以降に行ってください。

申請受付時点で補助金交付が確定したわけではありませんので、注意してください。

【問い合わせ先】

石垣市役所 市民保健部 環境課

自然環境係 担当：玉城、長嶺

TEL：0980-82-1285（直通）